

## 添付書類確認表

### 遺産分割などが終わっていない場合

- 申告者全員の住民票又は戸籍の附票
- 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本又は住民票（本籍・筆頭者記載のもの）
- 申告者全員の現在の戸籍謄本
- 【法定相続人が第2順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類  
例：被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- 【法定相続人が第3順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類  
例：被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本及び被相続人の親の死亡が確認できる戸籍謄本  
※第2・第3順位については、下図（参考）相続関係図を参照

### 遺産分割協議書がある場合

- 遺産分割協議書及び法定相続人全員の印鑑登録証明書
- 申告者全員の住民票又は戸籍の附票
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- 法定相続人全員の現在の戸籍謄本
- 【法定相続人が第2・第3順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類  
※第2・第3順位については、下図（参考）相続関係図を参照

### 遺言書がある場合

- 遺言書（自筆証書遺言の場合は、検認済証明書又は遺言書情報証明書を含む。）
- 申告者全員の住民票又は戸籍の附票
- 被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本又は住民票（本籍・筆頭者記載のもの）

### 留意事項（共通）

- ※ 添付書類はすべて写しで構いません。
- ※ 戸籍謄本は法務局主張所（登記所）で作成された法定相続情報一覧図で代用可能です。ただし、申告者全員の住民票又は戸籍の附票の提出が必要です。
- ※ 状況により、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

### （参考）法定相続人の範囲

（先順位の法定相続人が一人もない場合、後順位の方が法定相続人となります。）

